

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）「段階的選抜方式」、「新技術導入促進（I）型」、「技術提案簡易評価型」、「余裕期間制度（フレックス方式）」、「建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専門特例の監理技術者等」）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和 8 年 6 月 19 日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 橋本 雅道

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 R 8 荒川第二調節池下大久保囲

ぎょう堤工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 埼玉県さいたま市桜区下大久保

地先～埼玉県さいたま市西区二ツ宮地先

(4) 工事内容 【下大久保工区①】 河川土

工 1 式 盛土工 1 式 路体（築堤）盛

土 完成堤 17,600m³ HWL 堤

128,500m³ 法面整形工 1 式 法面整形

（盛土）（ICT） 26,080m² 地盤改良

工 1 式 固結工（ICT） 1 式 スラ

リー攪拌（ICT） 1 式 法覆護岸工

1 式 植生工 26,080m² 付帯道路工 1

式 アスファルト舗装工 堤防天端 533m²

アスファルト舗装工 HWL 堤天端碎石道

路 3,000m² 仮水路撤去工 1 式 路体（築

堤）盛土（ICT） 1,900m³ 袋詰め根固

め撤去 468 袋 暗渠排水管撤去 150m

管理用道路復旧工 1 式 アスファルト舗

装工 525m² 仮設工 1 式 【下大久保工

区②】 土砂改良工【2種混合】 1式 土砂改良工 81,000m³ 仮設工 1式 【二ツ宮工区③】 土砂改良工【3種混合】 1式 土砂改良工 62,520m³ 仮設工 1式

- (5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結の翌日から令和9年12月28日まで

- (6) 使用する主要な資機材 セメント系固化材 約4,200t

- (7) 本工事は、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する〔総合評価落札方式（技術提案評価型S型）〕の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総

合評価落札方式の試行工事である。なお、本
工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受
け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。

(8) 本工事は、企業の技術力（工事全般の施工計
画、賃上げの実施に関する評価、ワーク・ライ
フ・バランス関連認定企業の評価を除く）及び
配置予定技術者の技術力について記述した競争
参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次
審査申請書」という）及び競争参加資格確認資
料（以下「一次審査資料」という）を提出した
者のうち、評価点合計が上位の者に限り工事全
般の施工計画及び従業員への賃金引上げ計画
の表明書、ワーク・ライフ・バランス関連認
定企業等（以下「二次審査資料」という）の提
出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

(9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工
事である。詳細は、入札説明書別表－２によ
る。

①「工事環境の改善」実施工事

②完成時の工事成績評定の結果により、総合

評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④建設リサイクル法対象工事

⑤総価契約単価合意方式

⑥出来高部分払方式

⑦「設計審査会」の設置対象工事

⑧現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑨難工事施工実績評価対象工事

⑩ I C T活用工事【土工（発注者指定型）、舗装工（施工者希望Ⅱ型）、地盤改良工（発注者指定型）、法面工（施工者希望Ⅱ型）】

⑪ B I M／C I M適用工事【発注者指定型】

⑫工事工程表の開示試行工事

⑬新技術導入促進（Ⅰ）型

⑭技術提案簡易評価型

⑮段階選抜一次審査選抜者数拡大

⑯「生産性向上チャレンジ」試行工事

- ⑰熱中症対策に資する現場管理費の補正の試
行工事
- ⑱条件明示チェックリスト開示の試行工事
- ⑲「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
- ⑳CCUS 義務化モデル工事
- ㉑契約変更手続きの透明性を確保するための
第三者による適正性チェックについて（試
行）
- ㉒低炭素型コンクリートを使用したプレキャ
スト製品を導入する試行工事
- ㉓直轄土木工事における賃金・労働時間等の
実態調査試行工事

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第
165 号。以下「予決令」という。）第 70 条
及び第 71 条の規定に該当しない者であるこ
と。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）に
おける一般土木工事に係る一般競争参加資格

の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づき一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（(2)の再認定を受けた者にとっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)

の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして
完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす
同種工事の施工実績を有すること（共同企業
体の構成員としての実績は、出資比率が
20%以上の場合のものに限る。（ただし、異
工種建設工事共同企業体については適用しな
い。））。

(ア) 河川堤防の築堤工事において築堤盛

土量が 50,000m³ 以上の工事であること。

(なお、ここでいう河川堤防とは一級河

川、二級河川、準用河川とする。)

ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1
件のみとし、これを超える件数の施工実績を
申請した場合は、申請されたすべての工事を
実績として認めない。

なお、当該実績が、国土交通省が発注した
工事のうち入札説明書に示すものに係る実績
である場合にあっては、評定点合計が入札説
明書に示す点数未満であるものを除く。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

① 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

- ② 1人の者が、平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア） 河川堤防の築堤工事であること。

（なお、ここでいう河川堤防とは一級河川、二級河川、準用河川とする。）

ただし、申請できる同種工事の工事経験

は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができ

る資料を入札説明書別記様式－１－１で
求めており、その明示がなされない場合
は入札に参加できない。詳細は入札説明
書による。

- (8) 一次審査申請書及び一次審査資料の提出期
限の日から開札の時までの期間に、局長から
工事請負契約に係る指名停止等の措置要領
(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91
号) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受
託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に
おいて関連のある建設業者でないこと。な
お、設計業務等の受託者が設計共同体である
場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成
員と資本若しくは人事面において関連がある
建設業者でないこと。詳細は入札説明書によ
る。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関
係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明
書による。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 段階的選抜に関する事項

(1) 一次審査

上記 2 に掲げる競争参加資格（2 (6) を除く）を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力を評価し、一次審査評価点を算出して与え、入札説明書に示す選抜者数について、一次審査評価点合計の上位の者を選抜する。

なお、競争参加資格（2 (6) を除く）を満たす者の数が 10 者に満たない場合は、競争参加資格（2 (6) を除く）を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。

詳細は、入札説明書による。

(2) 二次審査

発注者から上記（１）に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、工事全般の施工計画、ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価及び、賃上げの実施に関する評価の評価を行う。

その際、発注者から「工事全般の施工計画書」について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。

詳細は、入札説明書による。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

- ① 入札参加者は「価格」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得ら

れた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を63点とする。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目の評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(エ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者

に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア) 工事全般の施工計画

(イ) 賃上げの実施に関する評価

(ウ) ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価

(エ) 施工体制（施工体制評価点）

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価

は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④ ②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目について

て、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ア)の工事全般の施工計画、②(イ)

の賃上げの実施に関する評価、②(ウ)のワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価ならびに②の(エ)施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

- ⑤ ②(ア)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（60点）、Ⅳ（46点）、Ⅲ（30点）、Ⅱ（16点）、Ⅰ（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②(イ)の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、2点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。

②(ウ)の「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、認定を受けており、評価基準を満たした企業等に対し、1点の加算点を与える。

なお、認定を受けていない場合、又は認定内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。

(3) (2)②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価基準の詳細は入札説明書による。

(4) (2)②(ア)で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、5点を減ずる。

(5) (2)②(イ)で求めた、賃上げの実施に関する評価については、中小企業等の場合、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための

書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)が調達する案件については1点大きな配点)の減点を行う。

また、大企業の場合、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式に

よる入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)が調達する案件については1点大きな配点)の減点を行う。

5 入札手続等

(1) 担当部局 関東地方整備局総務部契約課工

事契約調整係 電話 048-601-3151 (代)

内線 2525 電子メール ktr-denshi-baitai

@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。交付期間は令和8年6月19日から令和8年11月18日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関

する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。ただし最終日は、9 時 00 分から 12 時 00 分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間及び方法

1) 一次審査申請書及び一次審査資料

令和 8 年 6 月 19 日から令和 8 年 7 月 14 日までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで（最終日は 15 時 00 分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。詳細は入札説明書による。

2) 競争参加資格確認申請書（二次審査）

（以下「二次審査申請書」という）及び二次審査資料

3（1）により一次選抜された者は、令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 9 月 11 日までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで（最終日は 15 時 00 分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。詳細は入札説

明書による。

(4) 歩掛見積参考資料の交付期間及び方法

二次審査を経て競争参加資格を有すると認められた者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和8年10月9日から令和8年11月18日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、場所及び方法 令和8年10月13日から令和8年11月18日まで 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課 契約第一係 電話 048-601-3151(代) 郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書

の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。入札の締め切りは、令和8年11月18日12時00分。

開札は、令和8年11月24日11時00分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場

合は、入札保証金を免除する。

- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、一次審査及び二次審査申請書又は一次審査及び二次審査資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 一次選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする。

③二次審査を経て競争参加資格がないとされた者による入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記4(1)①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、

性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定

後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、一次審査申請書及び一次審査資料並びに二次審査申請書及び二次審査資料の差し替えは認められない。

(7) 専任の監理技術者の配置を義務付けられて

いる工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書

参照。)。

- (8) 手続における交渉の有無 無。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負
契約を当該工事の請負契約の相手方との随意
契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限
る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒ
アリングに際して追加資料の提出を求めるこ
とがある。
- (12) 技術提案の採否 技術提案の採否について
は、競争参加資格の確認の通知に併せて通知
する。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記
5 (1)に同じ。
- (14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者
の参加 上記2 (2)に掲げる一般競争参加資
格の認定を受けていない者も上記5 (3)によ
り一次審査申請書及び一次審査資料並びに二
次審査申請書及び二次審査資料を提出するこ

とができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が一次審査申請書及び一次審査資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330—9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2—1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 電話048—601—3151(代)）においても当該一般競争参加資

格の認定に係る申請を受け付ける。

- (15) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。

- (16) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : HASHIMOTO Masamichi
Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
- (2) Classification of the services to be

procured : 41

- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the R8 Arakawa River 2nd Retarding Basin Shimo Okubo Embankment.
- (4) The first examination
Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3:00 P.M. 14 July 2026.
- (5) The second examination
Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3:00 P.M. 11 September 2026.
- (6) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12:00 P.M. (noon) 18 November 2026 (tenders brought with or submitted by mail : 12:00 P.M. (noon) 18 November 2026).

(7) Contact point for tender documentation

: Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture

330-9724 Japan TEL 048-601-3151

(ex2525)